



木のおうちの利用料免除について(電子申請の案内)



生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・児童扶養手当受給世帯又はひとり親医療費助成世帯の方は木のおうちの利用料の免除対象となりますので、免除申請をしてください。

令和7年1月1日に鳴門市に住民票がない方については、令和7年1月1日に住民票があった市町村で発行された令和7年度所得課税証明書(令和6年中所得)が必要です。子育て支援課までお問い合わせください。

申請方法

下の二次元コードから「申請フォーム」にアクセスし、お申し込みください。
※登録完了後は、登録されたメールアドレスに「no-reply@logoform.jp」からメールが来ます。

「no-reply@logoform.jp」からメールが届くよう、受信設定をお願いします。



<https://logoform.jp/form/ZpQE/905713>

※子ども健康一時預かり事業保護者負担金免除決定通知書は、登録した翌月の中旬ごろに通知する予定です。お手元に届かない場合は下記宛までにご連絡ください。

※子ども健康一時預かり事業保護者負担金免除決定通知書が届くまでは、木のおうちの利用料はお支払いください。領収書は捨てずに大切に保管してください。決定通知書が届きましたら、木のおうちの領収書と合わせて、木のおうちに持参し、払戻をしてもらってください。



～お問い合わせ～
鳴門市役所 福祉事務所
子育て支援課 088-684-1146



